

吸收分割に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書類)

2025 年 1 月 31 日

株式会社アトム

2025年1月31日

吸収分割に関する事前備置書類

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

株式会社アトム

代表取締役 田中 公博



株式会社アトム（以下「当社」といいます）及び株式会社シン・コーポレーション（以下「シン・コーポレーション」といいます）は、2025年3月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、シン・コーポレーションを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うことといたしました。

そのため、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、以下のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備えおくこととします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際して、当社はシン・コーポレーションから、承継する権利義務の対価として2,000百万円の金銭交付を受ける予定です。

当社は、本吸収分割の承継対象事業である当社のカラオケ事業における収益性、将来の見通しやリスク等を総合的に勘案した上で、シン・コーポレーションとの間で慎重に協議を重ねた結果、最終的に本吸収分割に際して、シン・コーポレーションから2,000百万円の金銭交付を受けることが妥当であるとの判断に至りました。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

① 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

シン・コーポレーションの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

② 臨時決算日の有無（同号ロ）

該当事項はありません。

③ 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

① 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号イ）

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本吸収分割において、当社及びシン・コーポレーションが負担すべき債務の履行の見込みにつきましては、問題ないものと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号）

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約書

(添付のとおり)

吸收分割契約書

株式会社アトム（以下「分割会社」という。）及び株式会社シン・コーポレーション（以下「承継会社」という。）は、分割会社が営むカラオケ運営事業（カラオケ時遊館仙台泉店において営むものを除き、以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させることに關し、以下のとおり合意し、2025年1月28日付で、吸收分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸收分割）

分割会社は、本契約の規定に従い、第3条に定める吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）をもって、分割会社がその本件事業に関して有する第4条第1項に規定する承継対象権利義務を、吸收分割の方法により承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する（以下「本件吸收分割」という。）。

第2条（本件吸收分割の当事者）

本件吸收分割における吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 吸收分割会社

商号：株式会社アトム

住所：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

(2) 吸收分割承継会社

商号：株式会社シン・コーポレーション

住所：東京都港区東新橋一丁目9番1号

第3条（効力発生日）

効力発生日は、2025年3月1日とする。但し、本件吸收分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し、書面による合意の上、これを変更することができる。

第4条（承継対象権利義務）

1. 本件吸收分割により、分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細書」に記載のとおりとする。
2. 本件吸收分割により分割会社から承継会社に承継される債務その他の義務の引受けは、免責的債務引受の方法によるものとする。

第5条（分割対価の交付）

承継会社は、本件吸収分割に際して、分割会社に対し、承継対象権利義務の対価として、効力発生日（但し、効力発生日が金融機関の休日に該当する場合には、翌営業日とする。）限り、金2,000,000,000円（以下「本件対価」という。）を交付する。

第6条（株主総会による承認等）

分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、株主総会（分割会社においては、会社法第784条第2項に基づく取締役会）による本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第7条（前提条件）

承継会社は、次の各号に定める条件が全て充足されることを前提条件として、第5条に定める本件対価の交付義務を履行する。但し、承継会社は、その裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができる。なお、承継会社による本件対価の一部の支払の実行は、本件対価の残額の支払に関して、本条に定める前提条件の放棄を意味するものではない。

- (1) 前条に基づき分割会社の履行すべき手続が全て完了していること
- (2) 分割会社の債権者により本件吸収分割に関して異議が出されておらず、又は異議を出した債権者に対して分割会社による弁済その他の会社法第789条第5項に基づく措置が適切に履行されていること
- (3) 本件吸収分割について、分割会社の債権者により、分割無効の訴え、詐害行為取消権の行使その他の請求等が行われておらず、そのおそれも生じていないこと
- (4) 承継対象権利義務の全部又は一部を分割会社が承継させることができないおそれが生じていないこと

第8条（善管注意義務）

分割会社は、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、承継会社の書面による事前承諾なくして本件事業及びこれに属する財産に重大な変更を加えず、また本件吸収分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条（対抗要件具備等）

1. 分割会社及び承継会社は、承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を実施する。
2. 前項に定める手続に要する費用・公租公課は、別段の書面による合意のない限り、承継会社が負担する。

第10条（競業避止義務）

分割会社は、効力発生日から3年間、本件事業が営まれている最小行政区画及びこれに隣接する最小行政区において、自ら又は第三者をして、承継会社が承継する本件事業と競合する事業を行わない。

第11条（本契約の変更等）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、本件事業又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件吸収分割の実行の障害となり得る重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、分割会社及び承継会社は協議の上、書面による合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第12条（本契約の解除）

効力発生日の前日までに第7条各号の条件の全部又は一部につき充足されなかった場合、承継会社は分割会社に書面により通知して本契約を解除できる。

第13条（秘密保持）

- 分割会社及び承継会社は、本契約の存在及び内容、本契約の交渉の経緯及び内容、並びに、本契約の交渉及び履行の過程において書面又は口頭その他方法の如何を問わず、相手方当事者より受領した相手方当事者に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。また、秘密情報を開示する当事者を「開示当事者」といい、秘密情報を受領する者を「受領者」という。）をいかなる者に対しても開示し、又は漏洩してはならず、また、かかる秘密情報を本契約の締結及び本件吸収分割の実行以外の目的のために使用してはならない。但し、(i)各受領者は、本契約の締結及び本件吸収分割を実行するために合理的に必要な限度で、自ら、親会社及び子会社の役職員、アドバイザー、主幹事証券会社及び取引金融機関に対して秘密情報を開示することができる。また、(ii)各受領者は、法令等若しくは金融商品取引所の規則、又は司法・行政機関等により秘密情報の開示が要請される場合には、合理的範囲で当該秘密情報を開示することができる。なお、(i)の場合、当該開示をした受領者は、秘密情報の開示又は提供を受けた者が、開示された秘密情報を他の第三者に開示し、又は他の目的に使用することがないよう、これらの者に対して本契約に基づく秘密保持義務を遵守させるものとし、そのために必要な合理的措置を講じる。また、(i)の場合、各受領者は、自己が秘密情報を開示又は提供した者による秘密保持義務違反について、開示当事者に対して一切の責任を負う。
- 以下の情報については秘密情報から除外されるものとする。
 - 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていたもの

- (2) 開示当事者から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となつたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示当事者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示当事者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第1項の規定にかかわらず、受領者は、政府機関等から法令に基づき開示要求された場合には、あらかじめ開示当事者に書面で通知した上、必要最小限度において秘密情報を開示することができる。
 4. 第1項の規定にかかわらず、分割会社の開示に係る秘密情報のうち本件事業に関する情報の秘密保持義務については、承継会社は効力発生日までに限りこれを負うものとし、効力発生日以降、分割会社は、本件事業に関する一切の情報について、本条に定める秘密保持義務を負う。なお、効力発生日の前であっても、本件事業に関する情報で、かつ、本件事業を遂行する上で、第三者に対する開示が必要な情報については、承継会社は、本件事業の遂行に必要な範囲内において、第三者に開示することができるものとする。但し、前条に基づき本契約が解除された場合はこの限りではない。

第14条（公表）

いずれの当事者も、本件吸収分割に関して、内容、時期及び方法について別途協議し事前に書面により合意した場合を除き、プレスリリースその他の公表を行ってはならないものとする。但し、法令上の義務に基づき必要とされる場合において、あらかじめ相手方当事者に書面で通知した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでない。

第15条（譲渡等の禁止）

各当事者は、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の規定について疑義を生じた事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が誠実に協議の上、書面による合意に基づき解決する。

第17条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本契約 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、各 1 通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に分割会社及び承継会社がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025 年 1 月 28 日

分割会社：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

株式会社アトム

代表取締役 田中 公博

承継会社：東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

株式会社シン・コーポレーション

代表取締役 川口 範

承継対象権利義務明細書

効力発生日において承継会社が分割会社から承継する権利義務は、効力発生日の直前時における次に定める分割会社の権利義務とする。

1. 資産

本件事業に属する現預金、棚卸資産、前払費用、建物（カラオケ時遊館古川駅前店及び弘前駅前店の店舗建物を含む。）、建物付属設備、工具・器具・備品、構築物、敷金・保証金、商標権（登録番号：第3172557号）。但し、以下に記載する「除外資産」を除く。

【除外資産】

- 売掛金（疑義を避けるため記載）
- カラオケ時遊館山形西バイパス店・秋田泉店・仙台吉成店に関して分割会社が所有する一切の土地及び建物

2. 債務

本件事業に属するリース債務、資産除去債務、賞与引当金。但し、以下に記載する「除外債務」を除く。

【除外債務】

- 買掛金（疑義を避けるために記載）
- 未払金（疑義を避けるために記載）
- 未払費用（疑義を避けるために記載）
- 販売促進引当金（疑義を避けるために記載）
- その他一切の債務（簿外債務及び偶発債務、並びに効力発生日までに発生した原因に基づき効力発生日以降に負担することとなる債務を含む。潜在的債務を含む。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関する不動産賃貸借契約（分割会社が賃貸人（転貸人）、賃借人となっているいずれの賃貸借契約も含む。）、リース契約、仕入契約、外注契約、自動車保険契約、抵当権設定契約その他本件事業に関連して締結された契約及びこれらの契約に基づく一切の権利義務（効力発生日前に発生済みの債務（潜在的債務及び支払日未到来の債務を含む。）を除く。）。但し、以下に記載する「除外契約」を除く。

【除外契約】

- 分割会社がカラオケ時遊館名取大橋店、勝田駅前店、大垣駅前店に関して第三者との間で締結する建物賃貸借契約
- 分割会社がカラオケ時遊館古川駅前店店舗底地・駐車場、勝田駅前店駐車場、大垣駅前店駐車場、仙台吉成店店舗底地・駐車場、多賀城店駐車場、山形西バイパス店駐車場、弘前駅前店店舗底地の一部（賃貸人：佐々木文子、北奥映子）に関して第三者との間で締結する土地賃貸借契約
- 分割会社が本件事業に関して締結する外注契約のうち、本件事業及び本件事業以外の事業に共通して適用される契約
- 分割会社が本件事業に関して締結する保険契約のうち、本件事業及び本件事業以外の事業に共通して適用される契約
- 分割会社が本件事業に関して締結する賃貸借契約のうち、効力発生日までに同契約の賃貸人と承継会社で新たに賃貸借契約を締結した物件に関する契約
- ワールドピーコム株式会社との間の 2024 年 3 月 15 日付「業務委託契約書」

4. 雇用契約

本件事業のみに従事する分割会社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務（但し、当該従業員に関して、分割期日前に生じた未払給与（未払残業代を含む。）、社会保険料、源泉所得税、市県民税に係る債務その他潜在的債務は除く。）

5. 許認可

本件事業に関して分割会社が取得している以下の許認可等

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可
- 屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可

以上

別紙2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(添付のとおり)

事業報告

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を機に社会経済活動の正常化が進んだことから、個人消費や設備投資に持ち直しが見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、イスラエル・パレスチナの紛争の激化、中国経済の先行き懸念などグローバル環境変化に加え、円安の進行、原材料・資源価格の高騰、人件費上昇等の国内環境変化の影響で、当社が展開するカラオケ事業におきましてはまだまだ予断を許さない状況が続いております。

このような環境の下、当社は2024年2月1日に「世界中の人々の人生をより楽しく」をAspiration(アスピレーション=大志)に掲げ、IPコンテンツとファンを繋ぐ「エンタメ・プラットフォーム事業」を拡大している株式会社GENDA(本社:東京都港区、代表取締役会長:片岡尚、代表取締役社長:申真衣、証券コード:9166)を新たな主要株主(議決権比率78.58%、2024年2月1日現在)としてスタートする事になりました。

事業面におきましては、「朝パン」「学パン」を含む各種施策を継続し、若年層を中心に客数回復を果たしてまいりました。また、お客様の利便性向上のために、「PayPay グルメ」を利用したWeb予約の仕組みを導入いたしました。なお、カラオケ事業と親和性の高いV Tuberやアニメコンテンツとのコラボ企画による新規顧客獲得施策を実施し、一定の成果を上げることができました。

出退店につきましては、カラオケ需要の回復をより効率的に売上・利益につなげるため、2店舗の出店と11店舗の閉店、そして1店舗のスクラップ&ビルト、1店舗の増床を実施いたしました。また、不採算が続いた飲食部門からの撤退を実施し、飲食関連4店舗をすべて閉店いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は売上高20,670,530千円(前期比15.3%増)、営業利益2,299,967千円(前期比1397.6%増)、経常利益2,287,666千円(前期比1354.0%増)、当期純利益1,208,745千円(前期比1301.4%増)となり、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高益を計上いたしました。

また、当社はカラオケ施設等アミューズメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達の状況

当事年度中に増資や借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第32期	第33期	第34期	第35期 (当事業年度)
売上高(千円)	11,492,422	11,549,431	17,927,918	20,670,530
当期純利益(千円)	△1,926,107	△16,672	86,253	1,208,745
1株当たり当期純利益(円)	△363.12	△2.56	13.27	185.93
総資産(千円)	14,173,449	13,627,147	12,814,739	10,427,652

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は株式会社 GENDA であり、同社は当社の普通株式を 6,001,000 株（議決権比率 92.31%）保有しています。

当社の子会社については該当事項ありません。

(5) 対処すべき課題

国内のカラオケ市場は成熟期にあり、大手事業会社間での競業状況は更に厳しくなっています。当社が持続的に成長していくためには、カラオケ事業会社の中から、顧客に選ばれる優位性を確保しなければなりません。

このような状況において、当社の対処すべき課題は「多様化する顧客のニーズに合致したサービス提供による既存店舗の競争力強化」「カラオケサービスの更なる収益の向上」であると認識しています。

顧客ニーズの多様化に対応していくため「歌を唄う場所+ α 」の提案により、当社の企業理念であります「顧客の満足度のアップ」を図る必要があると考えています。人気アーティストのライブ映像を観る、歌同様に若者に人気のあるアニメ等との連動を図る、音楽と連動した「癒しの空間」を提供するなど、競合他社の店舗との差別化を進め競争力の強化を図ることを基本路線としております。

これらに加え、収益力の更なる向上を図るため、現場体制の強化、特に優秀な人材確保と十分な教育によるサービス品質の向上、並びに業務効率化によるコスト削減とカラオケルーム稼働率アップによる収益力向上など既存店の競争力強化を行ってまいります。

(6) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
474 名	20 名減	38.4 歳	7.4 年

(注) 上記のほか年間平均の臨時従業員数は、4,641 名であります。

(7) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,039,924 千円
株式会社三井住友銀行	928,707 千円
城北信用金庫	926,691 千円
株式会社商工組合中央金庫	724,370 千円
株式会社りそな銀行	515,801 千円
株式会社三菱UFJ銀行	439,010 千円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 18,000,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,501,000 株 (自己株式 828,000 株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 3 名 |
| ④ 株 主 | |

株主名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 GENDA	6,001,000 株	92.3 %
株式会社エクシング	300,000 株	4.6 %
株式会社音通	200,000 株	3.0 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
加 藤 伸 司	取締役会長	株式会社ケイエスネットワーク代表取締役
川 口 範	代表取締役社長	
中 尾 茂 男	取 締 役 営業本部長	
小 山 大 一	取 締 役 管理本部長	
吉 田 忠 道	取 締 役 店舗運営本部長	
玉 貫 信 雄	取 締 役	株式会社 GENDA GiGO Entertainment 取締役
申 真 衣	取 締 役	株式会社 GENDA 代表取締役社長
鯫 島 保 彦	取 締 役	株式会社エイティング 代表取締役社長
吉 澤 伸 幸	取 締 役	サイジニア株式会社 常勤監査役 ZETA 株式会社 監査役
清 木 隆 志	監 査 役 (常勤)	
門 澤 慎	監 査 役	株式会社 ルータス・マネジメントアドバイザリー 代表取締役社長 NISSO ホールディングス株式会社 執行役員 DAISO ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社 GENDA 代表取締役付シニアアドバイザー
大 嶋 正 道	監 査 役	片岡総合法律事務所 代表社員 特定非営利活動法人 ゲーミング法制協議会 理事 コンフォリア・レジデンシャル投資法人 監査役員
北 澤 啓 徳	監 査 役	北澤公認会計士事務所 代表 合同会社北澤 AC 代表社員

- (注) 1. 取締役 鯫島保彦氏及び吉澤伸幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大嶋正道氏及び北澤啓徳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役 北澤啓徳氏、監査役 門澤慎氏は公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役申真衣氏、社外取締役 鮫島保彦氏及び吉澤伸幸氏、並びに監査役 清木隆志氏、門澤慎氏、社外監査役 大嶋正道氏及び北澤啓徳氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項が定める最低責任限定額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	9名	125,200 千円
監 査 役	5名	12,400 千円
合 計 (内 社外役員)	14名 (5名)	137,600 千円 (13,400 千円)

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	鮫 島 保 彦	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 17 回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 澤 伸 幸	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 17 回に出席し、アミューズメント業界における豊富な知識と経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 嶋 正 道	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 17 回、監査役会 15 回のうち 15 回に出席し、弁護士としての豊な経験と見識に基づき、議案審議に必要な発言や法律の門家としての意見具申を適宜行っております。
監 査 役	北 澤 啓 徳	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 17 回、監査役会 15 回のうち 15 回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議に必要な発言や会計監査の専門家としての意見具申を適宜行っております。

附 属 明 細 書（事業報告関連）

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

1. 会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告3頁の「3. 会社役員に関する事項」「(1) 当社の会社役員に関する事項」の「重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。

※※※※※※※※※※※※※※※※

計算書類

※※※※※※※※※※※※※※

第 35 期

自 2023年 6月 1日

至 2024年 5月 31日

株式会社シン・コーポレーション

貸 借 対 照 表

2024年 5月 31日 現在

(単位:千円)

株式会社シン・コーポレーション

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,374,314	流 動 負 債	5,090,241
現 金 及 び 預 金	1,916,721	買 掛 金	176,253
売 掛 金	307,187	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債	60,000
商 品	100,474	短 期 借 入 金	1,138,649
原 材 料 及 び 貯 藏 品	159,200	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,081,977
前 払 費 用	531,573	未 払 金	553,348
未 収 入 金	337,558	未 払 費 用	577,540
そ の 他	21,720	未 払 法 人 税 等	15,085
貸 倒 引 当 金	△ 122	未 払 消 費 税 等	75,731
固 定 資 産	7,053,338	契 約 負 債	209,360
有 形 固 定 資 産	3,843,640	預 り 金	15,554
建 物	2,357,728	前 受 金	3,424
構 築 物	78,889	前 受 収 益	11,940
車 輛 運 搬 具	5,502	資 産 除 去 債 務	34,432
工 具 、 器 具 及 び 備 品	194,632	賞 与 引 当 金	130,900
土 地	1,206,887	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	6,043
無 形 固 定 資 産	42,522	固 定 負 債	4,481,319
の れ ん	21,872	長 期 借 入 金	2,298,062
ソ フ ト ウ エ ア	16,691	資 産 除 去 債 務	2,125,312
そ の 他	3,958	長 期 割 賦 未 払 金	348
投 資 そ の 他 の 資 産	3,167,174	そ の 他	57,596
出 資 金	10,150	負 債 合 計	9,571,561
長 期 貸 付 金	30,835	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	35,112	株 主 資 本	856,091
破 産 更 生 債 権 等	18,020	資 本 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	652,988	利 益 剰 余 金	907,363
敷 金 及 び 保 証 金	2,443,969	利 益 準 備 金	20,550
貸 倒 引 当 金	△ 23,900	そ の 他 利 益 剰 余 金	886,813
		繰 越 利 益 剰 余 金	886,813
		自 己 株 式	△ 61,272
資 産 合 計	10,427,652	純 資 産 合 計	856,091
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,427,652

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年 6月 1日
至 2024年 5月 31日

(単位: 千円)

株式会社シン・コーポレーション

勘 定 科 目	金 額
売 上 高	20,670,530
売 上 原 価	17,059,227
売 上 総 利 益	3,611,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,311,335
營 業 利 益	2,299,967
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	238
賃 貸 収 入	51,144
受 取 保 險 金	6,865
販 促 協 賛 金	17,345
そ の 他	43,085
營 業 外 費 用	118,679
支 払 利 息	66,584
賃 貸 費 用	20,116
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,820
そ の 他	24,459
経 常 利 益	130,980
特 別 利 益	2,287,666
固 定 資 産 売 却 益	78,496
事 業 講 渡 益	28,000
立 退 料 収 入	26,775
そ の 他	966
特 別 損 失	134,237
固 定 資 産 除 却 損	9,736
減 損 損 失	381,256
店 舗 閉 鎖 損 失	62,603
店 舗 閉 鎖 損失引当金繰入額	6,043
税 引 前 当 期 純 利 益	459,640
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,962,263
法 人 税 等 調 整 額	15,132
当 期 純 利 益	738,385
	753,518
	1,208,745

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年 6月 1日
至 2024年 5月 31日

(単位：千円)

株式会社シン・コーポレーション

資本金	株主資本					
	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	利益剩余金		利益剩余金合計
				その他利益剩余金	繰越利益剩余金	
当期首残高	10,000	—	—	20,550	△ 321,932	△ 301,382
当期変動額						
当期純利益					1,208,745	1,208,745
当期変動額合計	—	—	—	—	1,208,745	1,208,745
当期末残高	10,000	—	—	20,550	886,813	907,363

自己株式	株主資本		純資産合計
		株主資本合計	
当期首残高	△ 61,272	△ 352,654	△ 352,654
当期変動額			
当期純利益		1,208,745	1,208,745
当期変動額合計	—	1,208,745	1,208,745
当期末残高	△ 61,272	856,091	856,091

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

自 2023年6月 1日

至 2024年5月 31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による低価法

② 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2~34年

構築物 2~20年

工具、器具及び備品 2~10年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① カラオケ施設等アミューズメントサービス

アミューズメントサービスの収益は、カラオケ施設等アミューズメント施設での設備の提供であり、顧客（利用者）が同設備を利用し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

付与したポイントについては、顧客がポイントを使用するごとに値引を行う義務を負っており、当該ポイントの使用時又は失効時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

② 飲食サービス

飲食サービスの収益は、飲食店舗における顧客からの注文に基づく料理等の提供であり、顧客へ料理等を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

③ イーアールサービス

イーアールサービスは、顧客に対してオンラインで契約した商品の提供であり、顧客に対して約束した商品の引き渡し評価が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|----------------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の総数 | 7,329,000 株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の数 | 828,000 株 |
| (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 | 該当事項はありません。 |
| (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | 該当事項はありません。 |
| (5) 当事業年度の末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 | 普通株式 126,500 株 |

監査報告書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年8月21日

株式会社シン・コーポレーション

常勤監査役 清木 隆志

監査役 門澤慎

監査役 大嶋正道

監査役 北澤啓徳

(注)監査役大嶋正道及び監査役北澤啓徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

計算書類に係る附属明細書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 35 期

自 2023年 6月 1日

至 2024年 5月 31日

株式会社シン・コーポレーション

— 目次 —

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 — 1 —

2. 引当金の明細 — 2 —

3. 販売費及び一般管理費の明細 — 3 —

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	2,670,936,554	463,987,136	382,337,741 (356,823,344)	394,857,130	2,357,728,819	4,677,847,539
	構築物	78,551,377	21,405,857	12,607,548 (12,316,555)	8,459,801	78,889,885	102,087,540
	船舶	4	729,696	577,680	152,020	0	0
	車両運搬具	1	10,365,484	0	4,863,212	5,502,273	5,769,450
	工具、器具及び備品	91,411,755	211,724,455	10,450,112 (10,182,031)	98,053,724	194,632,374	2,654,429,786
	土地	1,230,059,373	0	23,171,757	0	1,206,887,616	0
	リース資産	0	0	0	0	0	0
	建設仮勘定	293,139	353,341,223	353,634,362	0	0	0
	計	4,071,252,203	1,061,553,851	782,779,200 (379,321,930)	506,385,887	3,843,640,967	7,440,134,315
無形 固定 資産	のれん	47,418,762	0	2,751,011 (1,934,344)	22,794,990	21,872,761	567,685,258
	ソフトウェア	24,174,744	9,350,750	0	16,834,030	16,691,464	181,081,772
	その他	3,176,901	24,618,693	21,901,475	1,936,101	3,958,018	1,936,101
	計	74,770,407	33,969,443	24,652,486 (1,934,344)	41,565,121	42,522,243	750,703,131

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「当期増加額」の主な理由は下記のとおりであります。

一部単価変更による資産除去債務の追加取得

建物 293,348 千円

新規カラオケ機器の取得

工具、器具及び備品 130,912 千円

入替による空調機器の取得

建物 41,413 千円

工具、器具及び備品 50,908 千円

新規出店による資産の取得（出店3店舗）

建物 36,279 千円

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	348,039	122,427	348,039	122,427
貸 倒 引 当 金 (長 期)	4,080,000	19,820,000		23,900,000
賞 与 引 当 金	125,974,584	130,900,022	125,974,584	130,900,022
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	4,060,429	16,708,819	14,725,629	6,043,619

(注)引当金の計上理由及び額の算出方法については、計算書類の重要な会計方針に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
広 告 宣 伝 費	64,354,195	
販 売 促 進 費	4,855,048	
売 上 諸 掛	30,262,147	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,258	
貸 倒 損 失	964,466	
役 員 報 酬	137,600,000	
給 料 手 当	419,088,429	
派 遣 料	18,613,652	
賞 与	37,878,212	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32,829,982	
退 職 給 付 費 用	5,378,000	
法 定 福 利 費	93,666,113	
通 勤 交 通 費	8,836,996	
福 利 厚 生 費	19,618,411	
消 耗 品 費	9,390,818	
採 用 費	22,595,417	
水 道 光 熱 費	3,097,740	
支 払 報 酬	32,572,000	
支 払 手 数 料	81,529,007	
修 繕 費	4,253,565	
通 信 費	10,652,648	
旅 費 交 通 費	46,974,250	
地 代 家 賃	72,921,914	
減 値 償 却 費	28,718,149	
業 務 委 託 費	91,696,612	
租 税 公 課	7,461,724	
保 險 料	7,521,881	
そ の 他	17,971,039	
計	1,311,335,673	

